

山林納税猶予税額の計算書

第8の3表 (修正申告用)

(平成26年10月分以降用)

この計算書は、相続税の修正申告において、林業経営相続人に該当する人が山林についての納税猶予税額（山林納税猶予税額）を算出するために使用します。				被 相 続 人		
				林 業 経 営 相 続 人		
1 山林納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算						
(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算						
区 分				㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正額	㊨ 修正する額 (㊧－㊦)
① 林業経営相続人の第8の3表の付表の（A＋B）欄の金額				円	円	円
② 林業経営相続人に係る債務及び葬式費用の金額（修正申告書第1表のその人の③欄の金額）						
③ 特定価額（①－②）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）				, 000	, 000	, 000
④ 特定価額の20%に相当する金額（③×20%）（1,000円未満切捨て）				, 000	, 000	, 000
⑤ 林業経営相続人以外の相続人等の課税価格の合計額（林業経営相続人以外の相続人等の第1表の⑥欄（又は修正申告書第3表・第8表2の1の⑥欄）の金額の合計）				, 000	, 000	, 000
⑥ 基礎控除額（第2表の㊩欄の金額）				0, 000, 000	0, 000, 000	0, 000, 000
⑦ 特定価額に基づく課税遺産総額（③＋⑤－⑥）				, 000	, 000	, 000
⑧ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（④＋⑤－⑥）				, 000	, 000	, 000
(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（修正申告額）						
㊰ 法定相続人の氏名	㊱ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算		
		㊲ 法定相続分に応ずる取得金額 (㊦×㊱)	㊳ 相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)	㊴ 法定相続分に応ずる取得金額 (㊧×㊱)	㊵ 相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)	
		円	円	円	円	
		, 000		, 000		
		, 000		, 000		
		, 000		, 000		
		, 000		, 000		
		, 000		, 000		
		, 000		, 000		
		, 000		, 000		
法定相続分の合計	1	㊶ 相続税の総額 (㊲の合計額)	00	㊷ 相続税の総額 (㊴の合計額)	00	
(注) 1 ⑤欄の「修正申告書第1表の⑥欄の金額」は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第3表・第8表2の1の⑥欄の金額」となります。 2 ㊰及び㊱欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「㊵左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。						
2 山林納税猶予税額の計算						
区 分				㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正額	㊨ 修正する額 (㊧－㊦)
①（林業経営相続人の修正申告書第1表の（㊸＋㊹－㊺））の金額				円	円	円
② 特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額（1の㊻×1の③／1の（③＋⑤））						
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）						
a（②＋③－林業経営相続人の修正申告書第1表の㊺）の金額（赤字の場合は0）						
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額（1の㊼×1の④／1の（④＋⑤））						
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（④×20%）						
b（④＋⑤－林業経営相続人の修正申告書第1表の㊺）の金額（赤字の場合は0）						
⑥ 林業経営相続人の修正申告書第1表の⑥欄に基づく算出税額（その人の修正申告書第1表の（㊰）又は㊱）＋㊱－㊺）（赤字の場合は0）						
⑦（①＋a－b－⑥）の金額（赤字の場合は0）						
⑧ 山林納税猶予税額（a－b－⑦）（100円未満切捨て）（赤字の場合は0）				00	00	00
(注) 1 ⑥欄の算式中の「修正申告書第1表の㊰」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第1表の㊱」の金額とします。 2 ⑧欄の㊱欄に記入する金額は、㊱欄の「a－b－⑦」の金額が⑧欄の⑦欄の金額を超える場合には、⑧欄の⑦欄の金額にとどめます。ただし、この特例の適用を受ける特例山林(期限内申告において第8の3表の付表の「2 特例施業対象山林・特例山林の明細」に記入した特例山林に限ります。)の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑧欄の㊱欄の金額は⑧欄の⑦欄の金額を超えることができます。 3 ⑧欄の金額を林業経営相続人の修正申告書第1表の「山林納税猶予税額㊱」欄に転記します。なお、林業経営相続人が農地等についての納税猶予の特例、非上場株式等についての納税猶予の特例又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例若しくは医療法人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける場合は、⑧欄の金額によらず、修正申告書第8の5表の㊲欄の金額を林業経営相続人の修正申告書第1表の「山林納税猶予税額㊱」欄に転記します。						
※税務署整理欄		入力		確認		

※の項目は記入する必要はありません。